

愛知県港湾管理条例施行規則（昭和 53 年愛知県規則第 20 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、愛知県知事の承認を受けて、令和 7 年 10 月 1 日から適用される三河港蒲郡地区内指定浮棧橋の利用許可申請、処分通知、条例第 8 条の規定により許可を受けたものとみなす方法を次のとおり定める。

令和 7 年 10 月 1 日

（三河港蒲郡地区内指定浮棧橋指定管理者）
蒲 郡 市 長

三河港蒲郡地区内指定浮棧橋の利用にかかる申請等の方法

申請等の種類	申請等の方法
申請及び届出	令和 7 年 5 月 13 日付け改正前愛知県港湾管理条例施行規則様式第 2 の 2 指定蒲郡浮棧橋利用許可申請書の提出
	LoGo フォームによる電子申請 https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/minato/mambo.html
処 分 通 知	文書（紙）による処分通知
条例第 8 条の規定により許可を受けたものとみなす方法	電子メールによる電子利用券の交付